

令和2年度
財政援助団体等監査

(公の施設の指定管理者)

結果報告書

下北地域広域行政事務組合監査委員

令和2年度財政援助団体等監査結果
(公の施設の指定管理者)

1. 監査の対象

団 体	対象施設	所管部局
〈指定管理者〉 社会福祉法人 みちのく福祉会	障害児入所施設 はまゆり学園	事務局 総務課

2. 監査の期間

令和2年12月3日から令和3年3月15日まで

3. 監査の範囲

令和元年度の執行状況について

(必要に応じ令和2年度の計画の執行状況を含む。)

4. 監査の着眼点

[公の施設の指定管理者監査]

【所管部局】

- (1) 指定管理者の指定に係る条例等の根拠は、整備されているか。
- (2) 指定管理者の指定の手續は、適正に行われているか。
- (3) 管理に関する基本協定が締結され、かつ、その内容は適正であるか。
- (4) 協定書等には、必要事項が記載され、また、その内容は条例等で定めた範囲を超えていないか。
- (5) 管理に関する経費算定、支出方法、時期及び手續等は適正に行われているか。
- (6) 事業計画書の点検は、適切に行われているか。
- (7) 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- (8) 指定管理者に対して報告を求め、調査及び指示等は、適切に行われているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金設定の手續及び取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 利用促進のため、どのような措置を講じているか。
- (5) 指定管理に係る収支会計経理は、適正に処理されているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿への記帳は、適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は、適切に行われているか。
- (7) 管理規程、経理規程等は整備されているか。

5. 監査の方法

関係者等からあらかじめ監査資料の提出を求め、出納その他の事務の執行に係るものについて、諸帳簿、書類等を審査するとともに、関係者等から説明を求め、必要に応じ実地による監査を実施した。

6. 監査結果

指定管理者監査について、おおむね適切に管理、運営されていたものの、一部の事務処理において改善を要する事例がみられたことから、適正に処理するよう望む。

施設については、適切な整備、維持管理がなされ、施設利用者に対する配慮が見受けられた。また、職員研修の実施、利用者に対し定期的にアンケートを実施するなど、サービスの質の向上に努められていた。